

# 三沢小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第一章 第二条」より）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えな い所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

島根県いじめ防止基本方針にあるように、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、三沢小学校いじめ防止基本方針を定める。

## 3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

## 4 いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感

を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) いじめ防止「学習プログラム」の実施
  - ・発達段階や集団の実態に応じた学習の積み重ね
  - ・「いじめ」の本質や構造の理解、インターネットによる「いじめ」の理解
- (2) 人権・同和教育、道徳教育の充実
  - ・全教育活動を通じた人権・同和教育、道徳教育の充実
  - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
- (3) わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ・各授業におけるめあての確認、学び合い、ふりかえりの場の設定
  - ・意見を発表し合い、学び合う場面の設定（言語活動の充実）
  - ・個々の実態に応じた特別支援教育の実施（個別指導・ユニバーサルデザイン）
- (4) 学習規律の徹底
  - ・チャイム着席
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方
- (5) 全校・学級集団づくり
  - ・特色ある全校活動の充実
  - ・学級活動の充実
  - ・対話を通して考えを深める集団作り（校内研究）
  - ・居場所づくり、絆づくり
- (6) 児童会活動の充実
  - ・学校行事等の主体的な運営
  - ・委員会活動・クラブ活動の充実
  - ・縦割り班（なかよし班）活動の充実
- (7) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・ふるさと教育、食育等ねらいを明確にした豊かな体験活動の実施
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な体験活動の実施
- (8) 基本的生活習慣の確立
  - ・メディアとの適切な接し方
  - ・インターネットの適切な使用法
  - ・歯と口の健康

## 5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種アンケート調査を併用する。なお、調査等を行った際は、結果分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 朝の会、授業中などの観察
  - ・健康観察の際の声、表情
  - ・授業中の取組の様子
- (2) 教育相談の実施
  - ・相談窓口の周知（児童へは給食時。保護者へはPTA総会時）
  - ・各学期はじめに教育相談週間の設定（6月、10月、1月）
  - ・こころのアンケートの実施
  - ・個人面談（おはなしタイム）の実施
  - ・スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施（希望・必要に応じて）
- (3) 生活がんばりカードの実施
  - ・毎月1回
- (4) QU調査による学級集団状況調査
  - ・年間2回実施（6月、11月）

## 6 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解決まで行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (1) いじめ発生を確認した際の対応・・・別紙

※ H24年3月 島根県教育委員会作成「いじめ問題対応の手引き」P23～ 第4章「いじめへの対応」に準じる

### (2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

## 7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」（子ども支援委員会）を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下の通りとする。

＜校内構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、その他関係職員（人権・同和教育主任、特別支援教育コーディネーター、学級担任等）

＜校外構成員＞ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

## 8 重大事態への対応

### （1）重大事態の定義

次のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」として速やかに対処する。

① いじめにより本校の児童の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認められるとき

- ・児童が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

② いじめにより本校の児童が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認められるとき

③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

### （2）対応

速やかに奥出雲町教育委員会（学校の設置者）に報告し、対応についての指示を仰ぎ、対応にあたる。